

九大国国第41号  
令和4年3月7日

各部局長  
各部局事務（部）長 殿  
事務局各課長  
監査室長

国際部長  
都 築 智

水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について（通知）

令和4年2月24日に厚生労働省より水際対策強化に係る新たな措置について公表があり、3月1日から別紙1のとおり実施されることとなりました。

つきましては、標記について関係教職員にご周知いただくとともに、新規の受入外国人研究者等の入国を希望する場合は、別紙2及び別紙3の手続きを確認し、各部局にてとりまとめの上、別添「新規入国申請書」を国際企画課（〒816-8580 水際対策提出用）へ電子ファイルにて提出願います。（日本人の帰国者・外国人の再入国者については申請不要です。）

なお、現在、JTBと、入国支援業務の一部について委託可能か協議を行っています。準備が整いましたらおってお知らせいたします。

これに伴い、令和3年11月19日付け九大国国第23号『「外国人の新規入国制限の緩和措置」及び「入国・帰国後14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置」については廃止します。

担当：国際部国際企画課 蔵本  
内線：90-2213  
E-mail：nyukoku@jimu.kyushu-u.ac.jp

# 水際対策に係る新たな措置について

今回の「新たな措置」では、以下の3点が主な措置内容

- 1.入国後の自宅待機期間の短縮
- 2.入国後24 時間以内の公共交通機関の使用可
- 3.外国人の新規入国制限の見直し

※詳細は厚生労働省HPを確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

# 1. 入国後の自宅等待機期間の変更

日本人の帰国、外国人の新規入国にかかわらず、7日間待機を原則とした上で、

- ・「待機指定国」からの入国か否か、
  - ・条件を満たした有効な新型コロナ ワクチン接種証明書を所持しているか否か、
- によって、入国後の待機期間及び待機場所が以下のとおり変更されることになります。

	指定国・地域	有効なワクチン 接種証明書の有無 ← 3回接種が前提	入国後の待機期間
①	指定国・地域 からの入国	無し	「3日間 <u>検疫施設（国の施設）</u> 待機 （+施設検査陰性）」
②	指定国・地域 からの入国	有り	「3日間自宅等待機+自主検査陰性」 （検査を受けない場合は7日間待機）」
③	非指定国・地域	無し	「3日間自宅等待機+自主検査陰性」 （検査を受けない場合は7日間待機）」
④	非指定国・地域	有り	「待機無し」

- ・指定国・地域については、P8【参考資料1】参照
- ・有効なワクチン接種証明書については、P9【参考資料2】参照
- ・自主検査（PCR検査等）については、P10【参考資料3】参照

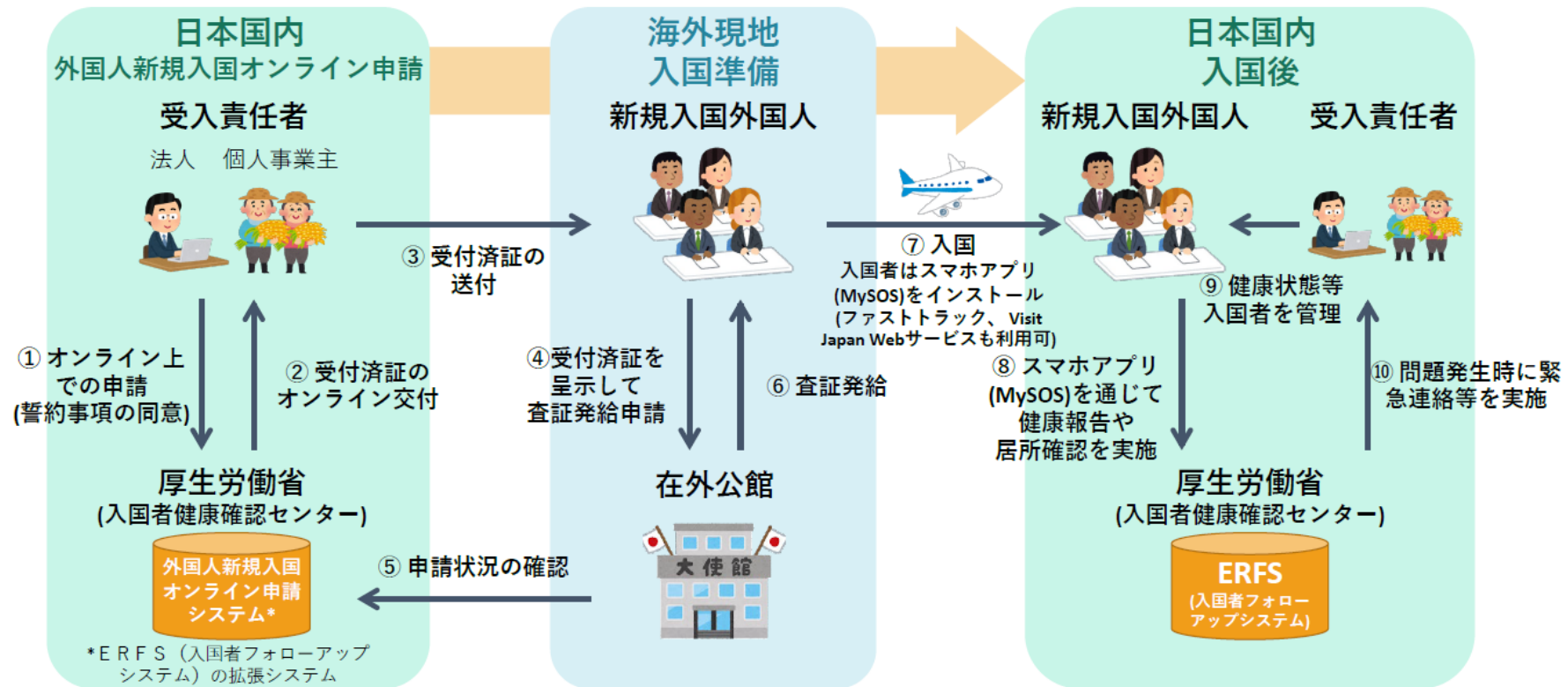
## 2.入国後24時間以内の公共交通機関の使用

- ・ 空港検疫での検査（検体採取）後 24 時間以内までは、（自宅等待機の期間中であっても）公共交通機関の使用が認められます。
- ・ 空港から自宅等待機のために自宅等に移動する場合の、必要最小限のルートに限定

# 3-1.外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、3月1日以降、受入責任者（企業、団体等）の管理の下、「観光目的以外」で認められます。

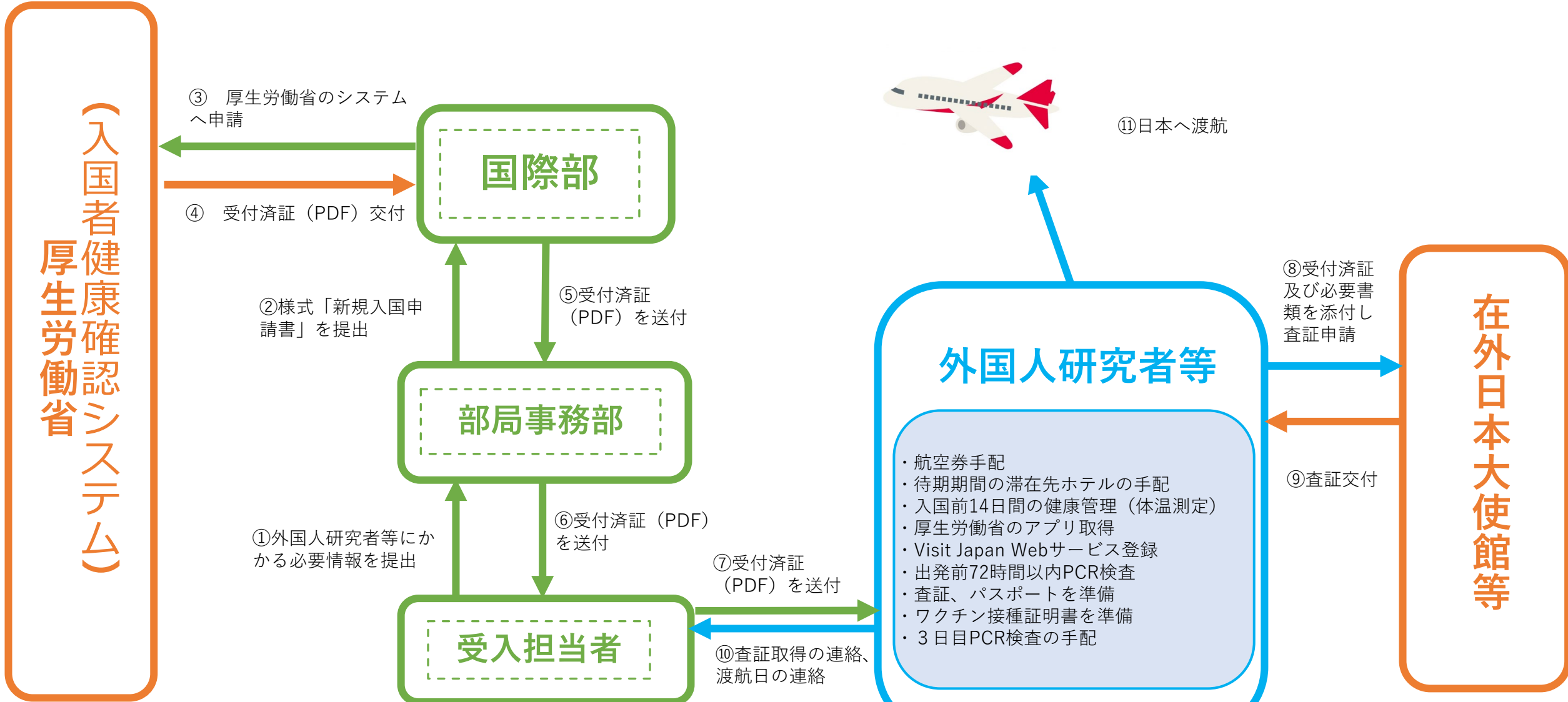
## 新たな水際措置（27）における外国人の新規入国申請手続き概要



※ 日本人の帰国、外国人の再入国は事前の申請手続き不要。

※ 本学での手続き方法は次へ

# 3-2.外国人研究者等の新規入国の本学での申請方法



★緊急時の対応や待機期間の健康管理は、部局事務部もしくは受入担当者にて行うこととなります。

## 3-3.外国人研究者等の新規入国の本学の体制について

受入責任者は「国立大学法人九州大学」として申請

### 【国際部】

・ 入国前に、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）に、オンラインで事前申請し、外国人の新規入国者に関する情報等（待機場所を含む）の入力、誓約事項の同意を行う。

誓約事項については、申請部局においても同意いただく。

・ 申請後、受付済証（PDF）が発行され、国際部から部局に送付。

### 【申請部局】

・ 各部局にて、誓約事項に同意のうえ、部局長名で国際部に申請

・ 受付済証（PDF）が届いたら入国予定者に送付

・ 各部局は、待機施設での待機や健康状態の確認や、入国者が有症状、陽性の場合の医療機関への連絡など、必要な管理・支援を行うことになる。

・ 待機期間を短縮する場合は、PCR検査等の手配を行う。

### 【外国人研究者等】

・ 入国予定者は、各在外公館に受付済証を呈示の上、査証申請書類一式を提出する。

・ これを受けて、各在外公館は、審査を行った後、査証を発給します。

・ My SOSをインストール。入国後、入国者に対して、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じた健康状態、位置情報確認等が行われる。

**※ 日本人の帰国、外国人の再入国は事前の申請手続き不要。**

誓約事項は、P11【参考資料4】を参照

## 4. その他（日本人の帰国者等について）

- 新規入国の外国人とは異なり、事前の申請手続きは不要です。
- 「1.入国後の自宅待機期間の変更」の表により、自身が必要となる待機期間を確認してください。
- 新規入国の外国人と同様に、空港検疫の検査終了後、24時間以内は、公共交通機関による移動が可能です。
- 待機期間短縮のための、入国3日目のPCR検査は、ご自身で手配する必要があります。PCR検査のための外出は認められます。ただし、公共交通機関不可。



## 【参考資料1】 指定国・地域

下記の情報は、頻繁に変更されます。最新の情報は以下のURLを参照。

外務省海外安全HP：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

### 水際措置に係る指定国・地域一覧

令和4年3月2日時点

#### 1 3月2日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

【3月5日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機 : ベトナム

【3月3日午前0時以降適用開始】

3日間待機 → 待機なし : アラブ首長国連邦、アルバニア、イスラエル、イタリア、英国、オマーン、カナダ全土、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブラジル(サンパウロ州)、フランス、レバノン

#### 2 水際措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(※)措置の対象国・地域 (26か国・地域)

イラク、イラン、インド全土、インドネシア、ウズベキスタン、エジプト、韓国、カンボジア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スリランカ、トルコ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル(パラナ州)、ベトナム、ペルー、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、ロシア全土

※ワクチン3回目追加未接種者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求め、同施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めない。また、要件を満たすワクチン接種証明書を保持しているワクチン3回目追加接種者については、原則7日間の自宅待機を求めるが、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅待機を求めない。

(計26か国・地域)

【参考資料2】有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00342.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html)

※ ①～④を全て満たす必要あり



厚生労働省・検疫所

(2022. 2. 24)

- ワクチン接種証明書を検疫で提示してください。なお、その際に、提示された証明書の内容を確認するために、検疫官が証明書の写し（電子の場合はスマートフォン等の画面写真）を取る場合があります。
- ワクチン接種証明書は以下①～④の条件を満たすものに限り、有効です。

①	<p>政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。</p> <p>※ 日本で発行された接種証明書は、以下のいずれかに該当するものが有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府又は地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」</li> <li>・地方公共団体発行の「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」</li> <li>・医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」</li> <li>・その他同等の証明書と認められるもの</li> </ul>
②	<p>以下の事項が日本語又は英語で記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名 ・生年月日 ・ワクチン名又はメーカー ・ワクチン接種日 ・ワクチン接種回数</li> </ul> <p>※ 生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定するための事項が記載してあり、パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効とみなします。</p> <p>※ 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効とみなします。</p>
③	<p>以下のワクチン（ワクチン名／メーカー）のいずれかを2回接種していることが分かること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミナティ(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer)</li> <li>・バキスゼブリア(Vaxzevria)筋注／アストラゼネカ(AstraZeneca)</li> <li>・COVID-19ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna)</li> <li>・Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen)</li> </ul> <p>※ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen) の場合は、1回の接種をもって2回分相当とみなします。</p> <p>※ 異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。</p> <p>※ 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」及びアストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」については、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」及び「バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」と同一のものとして取り扱います。</p>
④	<p>以下のワクチン（ワクチン名／メーカー）のいずれかを3回目以降に接種していることが分かること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミナティ(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer)</li> <li>・COVID-19ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna)</li> </ul> <p>※ 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」については、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」と同一のものとして取り扱います。</p>

## 【参考資料3】 待機期間短縮の3日目PCR検査等

### 1 自宅待機での3日目以降の自主検査について

- ・検査方法はPCR検査又は抗原定量検査、**（抗原定性検査（抗原検査キット）は不可）**
- ・3日目以降に「認められる検査実施機関」で検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により入国者健康確認センターに届出、
- ・同センターからの「待機終了の連絡」により最短で4日目以降の待機が不要になります。
- ・空港検疫での検査（検体採取）後24時間以内までは、自宅待機の期間中であっても公共交通機関の使用が認められます。

### 2 「待機緩和 陰性証明の届出」 「MySOS」に関するマニュアル

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php>

### 3 認められる検査実施機関

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

### 4 検査のための移動

自宅待機期間を解除するための検査を受けるために検査機関に向かうこと可能。  
ただし、公共交通機関等を利用せず、自家用車などで移動してください。

## 外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項

申請対象入国者(以下、単に「入国者」という。)の受入責任者として、以下の事項について同意します。

- ア 受入責任者は、入国者に関する「外国人新規入国オンライン申請」、待機施設等の確保、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行う責任者を置くこと。
- イ 入力内容に変更が生じた場合には、入国前に「外国人新規入国オンライン申請」を通じて再登録を確実に行うこと。
- ウ 入国者が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。
- エ 入国者に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。
- オ 入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MySOS(入国者健康居所確認アプリ)をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前にMySOSに入力し、事前に審査を終えておくこと、③Visit Japan Webサービス(入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス)を利用すること、について入国者に案内すること。スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りる必要があることを入国者に案内すること。
- カ 入国者の待機施設を確保するとともに、入国者が当該施設に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行うこと。
- キ 入国者について、電話・メール等により、待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行うこと(検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。)。また、待機施設に待機していない等の入国者の誓約違反(入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反)の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合には、その是正や調査に協力すること。
- ク 入国者について、待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配すること。
- ケ 入国者が待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。
- コ 入国者に対して、感染防止対策を徹底(①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密(密閉・密集・密接)」の回避)させること。
- サ 検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守すること。
- シ 上記の誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合(いずれも不実の記載があった場合を含む。)には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。

## 【参考資料5】 参照Webサイト

### 1 厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

特に「水際対策強化に係る新たな措置（27） Q & A」を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901838.pdf>

### 2 【外務省】 海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

待機指定国の情報は上記から参照できます。

### 3 厚生労働省・検疫所HP ワクチン接種証明の詳細が確認できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00342.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html)

ワクチン接種証明の詳細が確認できます。

### 4 「待機緩和 陰性証明の届出」「MySOS」に関するマニュアル

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php>

### 3 待機期間短縮のためのPCR検査が認められる検査実施機関

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

## 外国人の新規入国について

### 1. 措置内容

「外国人の新規入国制限の見直し」により、当該入国者を受け入れる受入責任者（個人ではなく大学）が厚生労働省のシステム（入国者健康確認システム（ERFS））に必要な情報を申請することで、受入責任者の管理の下、新規入国が認められることになります。

### 2. 対象

以下の入国目的で入国する外国人

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在（短期の訪問研究員等）
- ②全ての、長期間の滞在（外国人研究者等）

### 3. 申請から入国までの流れ

別紙3を参照

### 4. 申請手続き

#### (1) 準備

入国する外国人の健康管理や陽性者となった場合に対応する受入担当者（受入教員や事務担当者）を設定してください。

新規入国申請書の作成は、受入担当者が、入国者と打合せて準備してください。その際、別紙4「入国者への説明事項」及び「誓約書（個人）」の遵守事項を入国者本人に説明してください。

#### (2) 提出書類

新規入国申請書【本学様式】（エクセルファイル）

##### 【入国前変更が生じた場合】

提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、「新規入国申請書」にて変更箇所を報告してください。

※ ワクチン接種証明書（写し）

ワクチン接種証明書（写し）は、提出書類ではありませんが、「待機期間の短縮」を希望する場合、入国時に必要になります。事前に受入担当者が、有効な証明書かど

うか確認する必要がありますので、入国者より申請時に取得しておいてください。

### (3) 提出方法

- ① 各部局事務部は、受入担当者より (2) 提出書類を取りまとめ、PJ フォルダ (¥¥nas¥PJ 水際対策提出用) に保存してください。
- ② 毎日午後 2 時までに保存された申請書の内容を国際部にて入国者健康確認システム (ERFS) に入力し、当日午後 4 時までに発行が完了した「受付済証」を、PJ フォルダへ保存します。

## 5. 申請後について

- ① 受入担当者は、受付済証 (PDF) が届いたら、ただちに入国者にメールで送付し、査証申請の手続きを取るよう指示してください。

・査証申請に必要な書類は、以下をご確認ください。

<外務省 HP>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

<各在外公館リスト>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

- ・在留資格認定証明書 (CoE) が必要な場合 (長期滞在) は、本学にて代理申請を行っていますので、以下の HP の「在留資格認定証明書 (CoE) の代理申請について」を確認してください。

<https://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/student/visa>

なお、既に発行した在留資格認定証明書の有効期間については、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容のとおり受入れが可能である」ことを記載した申立書を提出することで有効とみなす措置をとっています。<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

- ② 入国者は、出国前 7 2 時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から「陰性」であることの検査証明書を取得する必要があります。詳細は以下を参照してください。

(厚生労働省：検査証明書の提出について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

- ③ 入国者は、入国時に、民間医療保険 (滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。) 又は日本の公的医療保険制度に加入が必要です。受入担当者は加入状況を確認してください。

- ④ 入国者は、入国後、必要なアプリ（入国者健康居所確認アプリ(MySOS)、接触確認アプリ(COCoA)）のインストールおよび Google Maps 等の位置情報の設定が必要です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

- ⑤ 待機期間は、ワクチン3回接種の有効な証明書の有無、指定国・地域からの渡航か否かで異なります。以下を参照してください。

		有効なワクチン 接種証明書の有無	入国後の待機期間
1	指定国・地域からの 入国	無し	「3日間検疫施設待機 (+施設検査陰性)」
2		有り	「3日間自宅等待機+自主検査陰性」 (検査を受けない場合は7日間待機)
3	非指定国・地域 からの入国	無し	
4		有り	「待機無し」

指定国・地域の情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

有効なワクチン接種証明書の情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00342.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html)

- ⑥ 万が一、陽性者が発生した場合には、待機施設を管轄する保健所へ連絡して指示に従ってください。

- ⑦ 入国者が待機期間の短縮を希望し、受入担当者が対応可能な場合は、PCR 検査等（PCR 検査又は抗原定量検査）の手配を行ってください。入国後3日目以降に、本人に検査等の陰性の結果を、入国者健康居所確認アプリ(MySOS)を通じて、入国者健康確認センターに登録させてください。入国者に、アプリを通じて待機期間終了の連絡があります。当日18時までに提出すれば、「翌日（4日目）から待機解除となる」旨の連絡があります。

- ⑧ 待機期間短縮を受けるために検査を受ける検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られますので、PCR 検査等を手配する際は、以下の検査機関を参照してください。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>



## 6. 留意事項

- ① 待機場所として、本学施設（伊都ゲストハウス等）のご利用はできません。待機場所はホテル等を確保いただくようお願いします。
- ② 私費外国人留学生の新規入国については、留学課の通知に従ってください。
- ③ PCR 検査等の費用、待機場所の宿泊に係る費用、移動の費用等の水際対策に係る費用は、各部局（もしくは入国者）が負担いただくこととなりますので、ご注意ください。
- ④ 水際対策強化に係る新たな措置（27）Q&Aが、今回の措置について、網羅的に記載された資料になりますので、ご確認願います。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000907573.pdf>
- ⑤ 受入責任者の誓約事項や誓約書（個人）に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表されます。また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン 申請」を以後受け付けないことがあります。
- ⑥ 受入責任者の誓約事項のうち、受入担当者にて対応が必要な事項については、別紙5を参照ください。

## 入国フロー図（帰国者・新規入国者共通）

・・・新規入国の外国人のみ、帰国者は不要  
 入国者の待機期間早見表により、待機期間の有無、期間を確認してください。

事項	実施する内容	実施者		備考
		外国人 教員等	受入 部局	
① 本人との打合せ	「入国者への説明事項」及び「誓約書」の記載内容を説明		○	※該当者のみ
	新規入国者申請書（学内様式）作成のため本人とやり取り	○	○	
	ワクチン3回接種の証明書（写し）の用意	○		
② 国際部に提出 【厚生労働省へ申請】	（学内様式）新規入国者申請書を国際部PJフォルダへ提出【国際部から厚生労働省へ】		○	¥¥nas¥PJ水際対策提出用
	受付済証が届いたら本人へPDFで送付		○	
③ 査証手続き	・受付済証等の必要書類を在外日本大使館等に提出	○		査証申請書、旅券、顔写真、受付済証のほか以下の書類が必要です。 ★短期の場合は、招へい理由書、身元保証書、滞在予定表、渡航支弁能力を示す書類 ★長期の場合は、在留資格認定証明書が必要
④ チケット等の手配	・航空便 ・待機期間のための宿泊施設（待機期間は、下の待機期間早見表を確認）	○		★待機期間早見表①に該当する場合は、国（検疫所）が指定する施設で待機になります。その場合は、PCR検査等を含め、国が負担します。
⑤ 民間医療保険への加入	・加入手続き	○		入国時に保険証券等を確認されることがある。
⑥ 健康モニタリングの実施	・質問票Web入力	○		質問票WEBへのアクセス <a href="https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp">https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp</a>
⑦ アプリのインストールの実施	・入国者健康居所確認アプリ（MySOS） ・位置情報保存の設定 ・接触確認アプリCOCOA	○		
⑧ 検査証明の取得	・出国前72時間以内に、検査を受検し、滞在国内・地域の医療機関にて「出国前72時間以内の検査（陰性）証明書」を取得	○		検査証明の様式は、原則として所定のフォーマットを使用すること。 厚生労働省Webサイトを参照 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html</a>
⑨ 空港での検疫・入国審査	【検疫】 ・出国前72時間以内検査（陰性）証明書 ・誓約書（個人） ・ワクチン3回接種の証明書（該当者のみ） 【入国審査】 ・査証の確認等 ・アプリインストール等を確認	○		
⑩ PCR検査の実施	・PCR検査を受け、結果が出るまで原則として空港内で待機	○		・下の表④（ワクチン3回接種の有効な証明書+非指定国）の場合は、待機不要。
⑪ 宿泊施設へ移動・待機	・宿泊施設もしくは自宅等へ移動し、待機（3日もしくは7日）空港検疫後、24時間の移動が可能。	○	○	自身で、もしくは受入担当者が迎え、待機場所に移動する。 （★下の表①に該当する場合は、国（検疫所）が指定する施設で待機になります。）
⑫ 健康状態の報告等	・アプリ（MySOS）を通じた待機期間中の健康フォローアップ ・地図アプリ等による位置情報の保存 ・接触確認アプリの導入と機能の実施	○	○	・有症状となった場合、受入担当者が、速やかに「担当管轄の保健所」に連絡し、指定の医療機関を受診させる。
⑬ PCR検査（入国3日目）	・アプリ（MySOS）を利用して入国者健康確認センター報告 ・入国者健康確認センターからの連絡により待機期間終了	○	○	・3日目にPCR検査を実施 ・陽性となった場合、速やかにMySOSにて検査結果を報告し指示を受ける。 ・7日間待機する場合は、PCR検査不要

### ○ 待機期間早見表

	指定国・地域	有効なワクチン 接種証明書の有無 ←3回接種が前提	入国後の待機期間
①	指定国・地域 からの入国	無し	「3日間検疫施設（国の施設）待機（+施設検査陰性）」
②	指定国・地域 からの入国	有り	「3日間自宅等待機+自主検査陰性」（検査を受けない場合は7日間待機）
③	非指定国・地域	無し	「3日間自宅等待機+自主検査陰性」（検査を受けない場合は7日間待機）
④	非指定国・地域	有り	「待機無し」

## 入国者への説明事項

- 誓約書を確認すること。  
日本語：<https://www.mhlw.go.jp/content/000863645.pdf>  
英語：<https://www.mhlw.go.jp/content/000863646.pdf>
  
- 「受付済み証と査証発給」に必要な書類を持って、日本大使館にて査証の手続きを取る  
こと。必要な書類は、日本大使館に問合せること。
- 出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書を取得
- 入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報は別紙の資料を  
参照すること。
- スマートフォンを用意すること。
  - ① MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールし必要な設定を行うこと。
  - ② 可能な限り検査証明などの情報を入国前に MySOS に入力し、事前に審査を終えてお  
くこと
  - ③ Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行え  
るウェブサービス）を利用すること
  - ④ 検疫をスムーズに行うことができるファストトラックも検討すること
- MySOS  
日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-jp/summary.pdf>  
英語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-en/summary.pdf>
- Visit Japan Web  
日本語：[https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit\\_japan\\_web](https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web)  
英語：[https://www.digital.go.jp/en/services/visit\\_japan\\_web](https://www.digital.go.jp/en/services/visit_japan_web)
- ファストトラック  
日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>  
英語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/en/>
- ⑤ 質問票 WEB へのアクセス  
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>
- スマートフォンが用意できない場合は、  
入国時、空港でスマートフォンを借りる必要がある。

- 指定国・地域とワクチン接種証明書を受入担当者とともに確認し、待機施設や航空機等を決定すること
  
- 入国後の待機期間中は、受入担当者と毎日連絡を取ること。
  
- 待機期間を短縮する場合は、受入担当者と相談し PCR 検査が必要。
  
- 待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合は速やかに、受入担当者に連絡すること。
  
- 感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）すること
- 日本の法令を遵守すること。
  
- 誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。

## 受入責任者の誓約事項の整理について

入国者の受入にあたり受入責任者（国立大学法人九州大学）として、以下の事項のうち、受入担当者が対応する事項を整理しましたので、ご確認のうえ申請願います。

ア 受入責任者は、入国者に関する「外国人新規入国オンライン申請」、待機施設等の確保、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行う責任者を置くこと。

→ 本学では、各部局にて受入担当者を設定することとしている。

イ 入力内容に変更が生じた場合には、入国前に「外国人新規入国オンライン申請」を通じて再登録を確実にすること。

→ 国際部で対応

ウ 入国者が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。

→ 待機場所が決まったら、受入担当者にて、近隣の医療機関をご確認ください。

エ 入国者に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。

→ 受入担当者より入国者に同資料の英語版を提供してください。

オ 入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前に MySOS に入力し、事前に審査を終えておくこと、③Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること、について入国者に案内すること。

スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りる必要があることを入国者に案内すること。

→ 受入担当者は「入国者への説明事項」により入国者に案内してください。

カ 入国者の待機施設を確保するとともに、入国者が当該施設に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行うこと。

→ 受入担当者は、指定国・地域とワクチン接種証明書を本人とともに確認し、待機施設を決定してください。

キ 入国者について、電話・メール等により、待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行うこと（検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。）。また、待機施設に待機していない等の入国者の誓約違反（入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反）の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合には、その是正や調査に協力すること。

→ 入国者に受入担当者から毎日連絡するようにしてください。

ク 入国者について、待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配すること。

→ （待機期間の短縮を行う場合は。）受入担当者は、PCR 検査等を手配してください。

ケ 入国者が待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。

→ 陽性者が発生した場合は、受入担当者は、待機場所を管轄する保健所等に電話連絡を行い対応する。福岡は福岡市の相談ダイヤルがあるため、待機場所は、福岡に設定することを勧める。

【福岡】福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

（受診・相談センター）（電話番号：092-711-4126（24 時間受付）

外国人専用ダイヤル 092-687-5357（24 時間受付、19 か国語対応））に相談

【成田】印旛保健所成田支所 0476-26-7231

国際医療福祉大学成田病院 予約センター 0476-35-5576

成田富里徳洲会病院 0476-93-1001

※ 以下については、「入国者への説明事項」により入国者に案内してください。

コ 入国者に対して、感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）させること。

サ 検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守すること。

シ 上記の誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。